

# ストックオプション(新株予約権)の募集事項に関する取締役会決議公告

平成 19 年 2 月 14 日

株主各位

神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目 18 番 12 号



株式会社コーエー

(登記社名：株式会社光栄)

代表取締役執行役員会長 CEO 伊従 勝

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 22 日開催の当社第 29 回定時株主総会決議に基づき、当社取締役がストックオプションとして割り当てる新株予約権の募集要項を下記のとおり決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項および同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

## 記

### 1. 新株予約権の名称

株式会社光栄第 3 回新株予約権

### 2. 新株予約権の総数

208 個

新株予約権 1 個につき目的である株式（以下「付与株式数」という）は、当社普通株式 100 株とする。ただし、下記 3 により新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 20,800 株

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

### 4. 新株予約権の割当てを受ける者および割当数

取締役 5 名 208 個

### 5. 新株予約権の払い込み金額（発行価額）

新株予約権割当日において、ブラックショールズ・モデルにより算定した公正価格とする。但し、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭の払込を要しないものとする。

## 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。新株予約権の行使時に払込をすべき1株当たりの金額は、新株予約権割当日の前日から遡って20日間（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く）、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

## 7. 新株予約権の割当日

平成19年3月15日

## 8. 新株予約権の行使期間

平成20年7月1日より平成23年6月30日まで

## 9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、従業員の定年による退職、その他取締役会が特別に認める場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者がその在籍する当社又は当社の関係会社の就業規則に定める懲戒の事由に該当したときには、新株予約権を行使することができない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(4)の契約に定めるところによる。
- (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、又は新設分割計画が当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てるものとする

14. 新株予約権証券

新株予約権証券は発行しない。

15. その他、新株予約権の内容、募集事項、及び細目については当社取締役会の決議によりこれを定める。

以 上